



ひと、暮らし、  
みらいのために

# せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署(栗原市瀬峰下田50-8, 電話0228-38-3131)



## 衛生週間が始まります

事業者・労働者が連携し次の事項を実施してください

事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視

労働衛生旗の掲揚

労働衛生に関する優良職場、功績者の表彰

有害物の漏えい事故、酸素欠乏等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

### 労働災害発生状況(令和元年8月末現在)

	管内(登米・栗原)被災者数		県内被災者数	
	令和元年	平成30年	令和元年	平成30年
休業4日以上	71	97	1337	1571
死亡	1	3	13	15

## 【判例紹介】

### 第5回 「採用内定取り消し」に関する具体的な裁判例

【概要】内定通知後は他社に応募しないで行っていたところ、入社2か月前に採用内定を取り消され、就職先の決まらないまま卒業した者が、その取消しは解約権の乱用にあたるとして、従業員としての地位確認等を求めたもの。 **最高裁**は、解約権を留保した就労始期付労働契約の成立を認め、取消しは解約権の濫用に当たるとした。

「採用内定を取り消せるのは、内定当時知ることができないか、知ることが期待できないような事実であって、これを理由として採用内定を取消すことが解約権留保の趣旨、目的に照らして客観的に合理的と認められ、社会通念上相当として是認できるものに限られる」とされています。

採用内定取り消しには高いハードルがあり、相当の根拠が必要となることに注意してください。

# 宮城県最低賃金が変わります！！

## 宮城県最低賃金 《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **824**円

令和元年10月1日から！  
（9月30日までは時間額798円）

最低賃金の計算には、(1) 精皆動手当、(2) 通勤手当、(3) 家族手当、(4) 賞与等、(5) 時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城労働局 労働基準部 賃金室 Tel 022-299-8841

仙台 労働基準監督署 Tel 022-299-9075  
石巻 労働基準監督署 Tel 0225-22-3365  
古川 労働基準監督署 Tel 0229-22-2112  
大河原 労働基準監督署 Tel 0224-53-2154  
瀬峰 労働基準監督署 Tel 0228-38-3131



最低賃金制度のマスコット  
チェックマン

詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。

# 宮城労働局

### 【あとがき】秋の食中毒に注意！！

実はこの時期は食中毒が多く発生します。夏の疲れによる免疫低下も大きく影響しています。ほかに野外での食事の機会が増えることによる加熱不足、弁当の中での雑菌繁殖などです。「つけない（手の雑菌をつけない）」「増やさない（低温で保存し菌を増やさない）」「やっつける（加熱処理をして菌をやっつける）」の3原則を守り健康に食欲の秋を楽しんでください。

〈せみね監督署だよりは宮城労働局ホームページに掲載中（監督署からのお知らせ 瀬峰監督署）〉